**成果有体物提供契約書**

公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「甲」という。）と〇〇大学（以下「乙」という。）とは、甲が保有する成果有体物を乙に提供するにあたり、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（成果有体物の内容）

第１条　本契約において提供される成果有体物（以下「本成果有体物」という。）は以下のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 成果有体物の名称（数量） | （　　　　　　　） |
| 成果有体物の種類 | □材料　 □化合物　 □遺伝子　 □蛋白質 　□細胞  □微生物 □動物　 □その他（　 　　　　　 　　　　　） |
| 提供機関の研究担当者（氏名・所属･役職） | （　　　　　　教室・　 　）  e-mail |
| 受領機関の研究責任者（氏名・所属･役職） | （　　　　　 大学　　学部・　　　）  e-mail |
| 研究期間（提供期間） | 年　　月　　日　 ～　　　　 年 　　月　 　日 |

（研究目的）

第２条　本契約において本成果有体物は以下の研究目的で使用される。

[研究目的] （200～300文字程度でご記入ください）

（目的外使用禁止）

第３条　乙は、本成果有体物を上記研究目的にのみ使用するものとし、営利目的及びヒトに対する治療、診断、飲食物等に直接使用しないこと。

（第三者への提供禁止）

第４条　乙は、本成果有体物を乙の研究責任者及び研究責任者の属する研究グループ内で使用するものとし、甲の研究担当者の承諾を得ることなく、本成果有体物を第三者（乙機関内の他の研究グループや共同研究の相手先企業等を含む。）に提供しないこと。

（公表）

第５条　本成果有体物を使用した研究成果を学会又は論文等により乙が公表する場合には、本成果有体物が甲及び甲の研究担当者から提供された旨を明示すること。

（研究成果の取扱）

第６条　本成果有体物を使用した研究において新たに生じた発明、考案、その他の知的財産について乙が特許出願等の申請を行った場合には、乙は甲及び甲の研究担当者に通知すること。

（研究終了時の返還）

第７条　乙の研究期間が終了したとき又は目的の研究が終了したとき、あるいは乙の研究責任者又は研究従事者が移籍した場合には、乙は本成果有体物のすべてを廃棄又は甲に返還すること。

（不保証）

第８条　本成果有体物は、研究過程において得られた実験的又は研究的性格を有するものであり、甲及び甲の研究担当者は本成果有体物についていかなる保証も行わないこと。また、本成果有体物の使用・保有により発生したいかなる結果についても甲は一切その責任を有せず、かつ、いかなる損害賠償義務（直接・間接を問わない。）を負わない。

（費用負担）

第９条　本研究成果有体物の提供に当たり、甲からの請求に応じて、乙は本成果有体物の輸送にかかる費用を支払うこと。

（法令遵守）

第10条　本成果有体物の取扱いに際しては、乙は適用を受ける法令・規則を遵守すること。

本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲乙それぞれ１通を保管するものとする。

　　　　年　　月　　日

甲（提供側）　代表　　　和歌山市紀三井寺811番地1

　　　　　　　　　　　　公立大学法人　和歌山県立医科大学

理事長　　　　　　　　　　　 印

　研究担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙（受領側）　代表　　　＜所在地＞

　　　　　　　　　　　　＜機関名＞

　　　　　　　　　　　　＜役職＞　＜氏名＞　　　　　　印

　　　　　　　研究責任者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

研究担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

※成果有体物自体又は成果有体物の提供に関連して開示する技術情報等が秘密保持の対象である場合は、以下の条項を追記してください。

（守秘義務）

第○条　乙は、本成果有体物及び甲より開示された本成果有体物に関する一切の情報を含む技術上の情報を秘密として扱い、第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

　（１）甲より開示を受ける際、既に自己が保有していたもの

　（２）甲より開示を受ける際、既に公知となっているもの

　（３）甲より開示を受けた後、自己の責めによらず公知となったもの

　（４）書面により事前に甲の同意を得たもの

　（５）正当な権限を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの

　（６）甲より開示を受けた情報によらず、独自に開発・取得したもの

２　前項の有効期間は、第１条記載の研究期間中及び研究期間終了後〇年間とする。